

市内で太陽光発電を設置された方へ

1. 太陽光発電設備を設置した方で次の課税対象に該当する場合には、償却資産の申告が必要です。

課税対象について

	10kw以上の太陽光発電設備	10kw未満の太陽光発電設備
個人 (住宅用)	(課税対象) 売電をするための事業用資産とみなすため、課税対象となります。	(課税対象外) 売電をするための事業用資産とはみなさないため、課税対象外となります。
個人 (事業用) 法人	(課税対象) 発電出力量や、売電の有無に関わらず事業の用に供している資産となるため、課税対象となります。	

※所有する太陽光発電設備が固定資産税（償却資産）の申告の対象となるかわからない場合や、課税標準額の計算、申告方法などご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

2 太陽光発電設備とは

太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計等

3 太陽光発電設備の取得価格とは

当該設備を取得するために直接要した費用（設置工事費、運搬費、消費税等が含まれます。）

4. 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

I. 平成24年5月29日から平成28年3月31日までの間に新たに取得された設備^{※1}

平成25年度から、『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税における課税標準の特例が適用されます。（税制改正により取得時期や特例率などが変更される場合があります。）

(1) 対象となる設備

経済産業省による『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備（蓄電装置、変電設備、送電設備を含みます）

(2) 適用期間及び内容

該当する設備に対して新たに固定資産税を課税させていただくこととなった年度から3年度分の固定資産税に限り、太陽光発電設備の固定資産税の課税標準となるべき価格を3分の2の額とします。

(3) 適用するにあたり必要となる添付書類

ア 経済産業省が発行する『再生可能エネルギー発電設備認定通知書』の写し

イ 電気事業者が発行する『太陽光電力受給契約確認書』の写し

ウ 設備取得価格、設備設置工事費が確認できる書類（工事請負契約書、領収書等）

この3点を添付し申告を行ってください。

※1 「太陽光電力受給契約確認書」における受給開始日をもって取得年月日とする。

Ⅱ. 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された設備^{※1}

平成 29 年度から、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けて取得された発電設備が特例適用の対象資産から除外されます。

そのため、特例の対象となる資産は、原則再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて設置した、固定価格買取制度の対象外である自家消費型太陽光発電設備に限られます。

(1) 対象となる設備

再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型の太陽光発電設備が、特例の対象となります。

(2) 適用期間及び内容

該当する設備に対して新たに固定資産税を課税させていただくこととなった年度から 3 年度分の固定資産税に限り、太陽光発電設備の固定資産税の課税標準となるべき価格を 3 分の 2 の額とします。

(3) 適用するにあたり必要となる添付書類

ア 一般社団法人 環境共創イニシアチブが発行した『再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書』の写し

イ 設備取得価格、設備設置工事費が確認できる書類（工事請負契約書、領収書等）

この 2 点を添付し申告を行ってください。

※1 「太陽光電力受給契約確認書」における受給開始日をもって取得年月日とする。

うるま市役所 資産税課 家屋係（償却資産担当） TEL：098-973-5394